

## 平成26年度4月期 工事契約制度の見直しについて

### 2 高松市発注の建設工事の主任技術者の兼務に係る取扱いについて

国・香川県に準じ、本市においても専任の主任技術者の兼務を認める基準を定めましたので、次のとおり実施します。

【平成26年4月1日以降公表分から適用】

#### (1) 対象工事

次の要件を全て満たす場合に限りです。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事。

イ 工事現場の相互の間隔が、10km程度以内(自動車通行可能経路)。

ウ ア、イの場合において、一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、専任が必要な工事(契約金額2,500万円以上 ※建築一式工事の場合は、5,000万円以上)を含む場合は、2件まで。

エ この取扱いは、監理技術者については適用しません。

#### (2) 留意事項

ア 市発注工事との兼務を認める対象工事は、国、地方公共団体等の発注する公共工事のほか、民間工事も含み、また、元請・下請を問いません。

イ この取扱いは、現場代理人については適用しません。(同一の者が現場代理人と主任技術者を兼ねる場合は、事実上、他の工事の主任技術者にはなれません。)

ウ 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

#### (3) 届出方法

ア 専任が必要な工事との兼務を届け出ようとする受注者は、一般競争入札では落札候補者となった時点、公募型指名競争入札では落札決定後速やかに、「主任技術者兼務届」を市に提出してください。

イ 市において、兼務する他工事の発注者と調整を行い、双方の工事において兼務の確認ができれば、兼務届に確認印を押印してお渡しします。